

中世における宗像神信仰の展開

野木 雄大

はじめに

宗像大社は沖津宮（沖ノ島）、中津宮、辺津宮の三宮からなり、天照大神の子である田心姫神、湍津姫神、市杵島姫神―宗像三女神―がそれぞれの宮に鎮座している。宗像三女神は胸形君（宗像氏）の祭る神であり、「天孫を助け奉り、天孫に祭かれよ」という「神勅」を賜り、沖ノ島から朝鮮半島へと続く「北海道中」を守護している。宗像三女神について概略を尋ねれば、おおよそ右のような回答が返ってくるであろう。宗像三女神は『古事記』『日本書紀』（以下、『書紀』とする）に登場し、このような理解も「記紀」の記述に基づくものとされる。

しかし、この認識は必ずしも正確ではない。『書紀』には本文の他に内容の異なる三つの異伝が存在していることは周知の事実であるが、『古事記』及び『書紀』の本文だけではなく、『書紀』が伝える三つの異伝の記述を総合した内容が、現在の宗像三女神に対する理解なのである。さらに、宗像三女神の理解をより複雑にしているのは、中世の辺津宮が第一宮、第二宮、第三宮で構成されており、やはりそれぞれに宗像三女神が祭られて

いた点である。第一宮は現在の辺津宮本殿であり、第二宮、第三宮も位置は変更されているが、今も辺津宮境内に存在している。

現在の沖津宮―田心姫神、中津宮―湍津姫神、辺津宮―市杵島姫神という宗像三女神と鎮座地の組み合わせは『書紀』本文の記述に則っている。本文の内容が採用されるのは当然のことであると思われるかもしれないが、近世では祭神の鎮座地に混乱が生じていた。延宝四年（一六七六）の「宗像宮末社名帳」を始めとして、辺津宮（田島宮）あるいはその第一宮（現在の辺津宮本殿）の主神を田心姫神と解釈する史料が散見するのである¹⁾。かかる解釈の理由は、延宝三年に辺津宮の境内が整備され、第二宮と第三宮が、それまで田心姫神を祭っていた第一宮の周囲に移されたため、辺津宮全体の主神が田心姫神であるかのような誤解を生んだという『宗像神社史』の指摘が正鵠を射ている²⁾。この混乱は、辺津宮の主神が田心姫で、沖津宮の主神も田心姫のままでは整合性がとれないという理由から沖津宮の祭神を市杵島姫とする説を生むことにもなった。明治以降も祭神は完全に固定されない時期が続き、明治三十四年（一九〇一）の官幣大社昇格時や昭和二十七年（一九五二）の宗教法人法による「宗像神社規則」

では、祭神は「多紀理毘売命」「市杵島比売命」「田寸津（田岐都）比売命」という『古事記』の表記が採用されている。このような混乱に終止符が打たれ、祭神の表記と鎮座地の組み合わせとして『書紀』本文が採用されるのは、ようやく昭和三十二年に至つてのことであつた。

このように、そもそも「記紀」の編纂時から複数の異伝が存在していた宗像三女神に対する解釈は、近世から近代にかけて長く混乱が続いていた。しかし、中世では、現在と同様の組み合わせで固定化されていたことはあまり知られていない。古代の宗像三女神をめぐる議論は枚挙にいとまがないが、中世における宗像神はほとんど議論の対象になつていないことがその要因であろう。そこで、本稿では、「記紀」の記述が中世にどのような解釈されたのか検討することを通して、中世における宗像神信仰の展開を明らかにすることを目的とする。

一、『古事記』『日本書紀』の比較

宗像三女神の誕生は、素戔嗚尊が天照大神に対して己の心の清明なることを証明するために行つた「誓約」という「記紀」で最も著名な場面の一つで描かれている。「記紀」の比較は既往の研究で論じ尽くされているが、中世の宗像神を検討する前提として、それぞれの記載内容を整理しておきたい⁽³⁾。

【史料一】『古事記』上巻⁽⁴⁾

(前略) 故爾、各中置天安河而、宇氣布時、天照大御神、先乞度建

速須佐之男命所佩十拳劍、打折三段而、奴那登母々由良邇(此八字以音。下効此)振滌天之真名井而、佐賀美邇迦美而、(自)佐下六字以音。下効此)於吹棄氣吹之狹霧所成神御名、多紀理毘売命。(此神名以音)亦御名、謂奧津島比売命。次、市寸島比売命。亦御名、謂狹依毘売命。次、多岐都比売命。(三柱。此神名以音)速須佐男命、乞度天照大御神所纏左御美豆良八尺勾璽之五百津之美須麻流珠而、奴那登母々由良爾振滌天之真名井而、佐賀美邇迦美而、於吹棄氣吹之狹霧所成神御名、正勝吾勝々速日天之忍穗耳命。(中略)於是、天照大御神、告速須佐之男命、是、後所生五柱男子者、物実因我物所成故、自吾子也。先所生之三柱女子者、物実因汝物所成故、乃汝子也、如此詔別也。故、其、先所生之神、多紀理毘売命者、坐胸形之奧津宮。次、市寸島比売命者、坐胸形之中津宮。次、田寸津比売命者、坐胸形之辺津宮。此三柱神者、胸形君等之以伊都久三前大神者也。(後略)

【史料二】『日本書紀』神代上〔第六段〕本文⁽⁵⁾

(前略) 于時天照大神復問曰、若然者、將何以明爾之赤心也。対曰、請与姉共誓。夫誓約之中、(誓約之中、此云宇氣譬能美難箇)必當生子。如吾所生是女者、則可以為濁心。若是男者、則可以為有清心。於是天照大神乃索取素戔嗚尊十握劍、打折為三段、濯於天真名井、齧然咀嚼、(齧然咀嚼、此云佐我弥爾加武)而吹棄氣噴之狹霧(吹棄氣噴之狹霧、此云浮杵于都屢伊浮岐能佐擬理)。

所_レ生神、号曰_二田心姫_一。次湍津姫。次市杵嶋姫。凡三女矣。

既而素戔嗚尊乞_二取天照大神誓・鬢及腕所_レ纏八坂瓊之五百箇御統_一、濯_二於天真名井_一、齧然咀嚼、而吹棄氣噴之狹霧所_レ生神、号曰_二正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊_一。次天穗日命。(中略)次天津彦根命。(中略)次活津彦根命。次熊野櫛樟日命。凡五男矣。是時天照大神勅曰、原_二其物根_一、則八坂瓊之五百箇御統者是吾物也。故彼五男神、悉是吾兒、乃取而子養焉。又勅曰、其十握劍者是素戔嗚尊物也。故此三女神、悉是爾兒、便授_二之素戔嗚尊_一。此則筑紫胸肩君等所_レ祭神是也。

【史料三】『日本書紀』神代上〔第六段〕第一の一書

一書曰、(中略)於是日神共_二素戔嗚尊_一、相對而立_レ誓曰、若汝心明淨、不_レ有_二凌奪之意_一者、汝所_レ生兒、必當_二男矣_一。言訖、先食_二所_レ帶十握劍_一生_レ兒。号_二瀛津島姫_一。又食_二九握劍_一生_レ兒。号_二湍津姫_一。又食_二八握劍_一生_レ兒。号_二田心姫_一。凡三女神矣。已而素戔嗚尊以_二其頸所_レ嬰五百箇御統之瓊_一、濯_二于天渟名井_一、亦名_二去來之真名井_一、而食_レ之、乃生_レ兒。(中略)凡五男神矣。故素戔嗚尊既得_二勝駿_一。於是日神、方知_二素戔嗚尊固無_二惡意_一、乃以_二日神所_レ生三女神_一、令_レ降_二於筑紫洲_一。因教之曰、汝三神宜_レ降_二居道中_一、奉_レ助_二天孫_一、而為_二天孫_一所_レ祭也。

【史料四】『日本書紀』神代上〔第六段〕第二の一書

一書曰、(中略)誓約之間、生_レ女為_二黒心_一。生_レ男為_二赤心_一。乃掘_二

天真名井三処_一、相對立。是時天照大神謂_二素戔嗚尊_一曰、以_二吾所_レ帶之劍_一、今當_レ奉_レ汝。汝以_二汝所_レ持八坂瓊之曲玉_一、可_二以授_レ予矣。如此約束、共相換取。已而天照大神則以_二八坂瓊之曲玉_一、浮_二寄於天真名井_一、齧_二斷瓊端_一、而吹出氣噴之中化_二生神_一。号_二市杵嶋姫命_一。是居_二于遠瀛_一者也。又齧_二斷瓊中_一、而吹出氣噴之中化_二生神_一。号_二田心姫命_一。是居_二于中瀛_一者也。又齧_二斷瓊尾_一、而吹出氣噴之中化_二生神_一。号_二湍津姫命_一。是居_二于海浜_一者也。凡三女神。(後略)

【史料五】『日本書紀』神代上〔第六段〕第三の一書

一書曰、日神与_二素戔嗚尊_一隔_二天安河_一而相對、乃立_二誓約_一曰、汝若不_レ有_二奸賊之心_一者、汝所_レ生子必男矣。如_レ生_レ男者、予以_レ為_レ子而令_レ治_二天原_一也。於是日神先食_二其十握劍_一、化_二生兒瀛津島姫命_一。亦名_二市杵嶋姫命_一。又食_二九握劍_一、化_二生兒湍津姫命_一。又食_二八握劍_一、化_二生兒田霧姫命_一。(中略)其素戔嗚尊所_レ生之兒、皆已男矣。故日神方知_二素戔嗚尊元有_二赤心_一、便取_二其六男_一以為_二日神之子_一、使_レ治_二天原_一、即以_二日神所_レ生三女神_一者、使_レ降_二居于葦原中国之宇佐嶋_一矣。今在_二北海道中_一、号曰_二道主貴_一。此筑紫水沼君等祭神、是也。(後略)

【史料一】～【史料五】における「誓約」神話の要素を比較したのが【表一】である。身の潔白を証明するために素戔嗚が生まなければならなかつた子神の性別は、『古事記』では女神、『書紀』では男神である(【表一】1)。

しかし、「誓約」では、「記紀」ともに天照が女神、素戔嗚が男神を所生し

ており（【表一】5）、このままだと『古事記』では素戔嗚に邪心ありと判定されてしまう。そこで、子神を生むために使用した物実の元の所有者を親神として認定するという操作が行われることになった。これが、物実を交換し、さらに子神を交換するという現象である（【表一】3・4）。

ところが、男神を潔白の証明とする『書紀』本文では、『古事記』と同じ操作が行われたことよって素戔嗚が三女神を所生したことになる、邪心と判定されるという矛盾が生じることになった。一方、物実交換がなされる『書紀』第二の一書では、子神の交換は行われなかったために、『書紀』本文のような矛盾が生じていない。このことから、亀井輝一郎氏は、奉斎氏族である胸形君が自らのアイデンティティを主張するため、『古事記』において女神の所生に潔白の証明を置き、あえて三女神を国津神たる素戔嗚の子としたことを指摘する⁽⁶⁾。

ところで、物実の交換・子神の交換という行為が、三女神を素戔嗚の子神とするための『古事記』における恣意的な操作の産物であったとすると、『書紀』第二の一書にみえる物実の交換も本来的な要素ではないこととなる。亀井氏は、胸形君系の所伝であるA類（『古事記』、『書紀』本文・第二の一書）と水沼君系の所伝であるB類（『書紀』第一の一書・第三の一書）に分類しているが、親神の認定からみれば、三女神を素戔嗚の子とする『古事記』・『書紀』本文と天照の子とする『書紀』第一・第二・第三の一書とに分類されよう。また、三宅和朗氏は、『書紀』の「一書」には、（一）省略なし、（二）前略、後略、前・後略による省略、（三）「云々」による省略という三つの分類があったとし、第三の一書の「其十握劍」という表現は、

【表一】「誓約」神話における記紀の比較

		古事記	日本書紀				
			本文	第一の一書	第二の一書	第三の一書	
1	素戔嗚の正邪の判断	出生神=男神	邪	正	正	正	
		出生神=女神	正	邪	邪	邪	
2	物実	天照	八尺勾瓊之五百箇御統 美須麻流珠	八坂瓊之五百箇御統	十握劍・九握劍・八握劍	劍	十握劍・九握劍・八握劍
		素戔嗚	十拳劍	十握劍	五百箇御統之瓊	八坂瓊之曲玉	五百箇統之瓊
3	子神出生前の物実の交換	あり	あり	なし	あり	なし	
4	子神の交換	あり	あり	なし	なし	なし	
5	子神を所生した親神	三女神	天照	天照	天照	天照	天照
		五（六）男神	素戔嗚	素戔嗚	素戔嗚	素戔嗚	素戔嗚
6	認定された親神	三女神	素戔嗚	素戔嗚	天照	天照	天照
		五（六）男神	天照	天照	素戔嗚	素戔嗚	素戔嗚→天照
7	三女神の出生順	多紀理毘売命 (奥津島比売命)	田心姫	瀛津島姫	市杵島姫命	瀛津島姫命	
		市寸島比売命 (狭依毘売命)	湍津姫	湍津姫	田心姫命	湍津姫命	
		多岐都比売命 (田寸津比売命)	市杵島姫	田心姫	湍津姫	田霧姫命	
8	鎮座地	奥津宮・中津宮・ 辺津宮		筑紫洲、道中	遠瀛・中瀛・ 海浜		
9	備考	此三柱神者、胸形君等之以伊都久三前大神者也	筑紫胸肩君等所祭神是也	汝三神宜降居道中、奉助天孫、而為天孫所祭也		日神所生三女神者、使降居于葦原中国之宇佐島矣。今在北海道中、号曰道主貴。是筑紫水沼君等祭神、是也	

天照が十握劍・九握劍・八握劍を帯びているという記述が「前略」とされたことの名残であるとする⁽⁷⁾。このことからみても、天照の物実を「劍」とする第一・第二・第三の一書を同じ分類とみて良いだろう。

いずれにせよ、本稿では、『古事記』・『書紀』本文という国家の「正史」のなかでは、三女神は素戔嗚の子として位置付けられ、天照の子という解釈は『書紀』の異伝によって伝えられたということを確認しておきたい。

二、中世宗像社における三女神信仰

「記紀」における三女神の出生順と鎮座地については『宗像神社史』で詳細に考察されているのでそれに譲るとして、中世宗像社における宗像三女神の認識を検討するため、十四世紀前半頃に成立したとされる『宗像大菩薩御縁起』を参照する。

【史料六】『宗像大菩薩御縁起』⁽⁸⁾

一三所大菩薩最初御誕生事^(ア)

日本記^(イ)第一云、天照大神乃素取素蓋^(ウ)鳴尊十握劍、打折為三段、濯於天真名井、結然咀嚼、結然咀嚼、此云佐我於弥爾加武、而吹棄氣噴之狹霧、吹棄氣噴之狹霧、此云浮枳于都屢伊浮岐能佐擬理、所生神号曰田心姫。次湍津姫。次市杵嶋姫。凡三女矣。既而素蓋鳴尊乞取天照大神髻鬘及腕所纏八坂瓊之五百箇御統、濯於天真名井、結然咀嚼而吹棄氣噴之狹霧所生神、号曰正哉吾勝々速日天

忍穗耳尊。次天穗日命。次天津彦根命。次活津彦根命。次熊野櫛樟日命。凡五男矣。是時天照大神勅曰、原其物根、則八坂瓊之五百箇御統者是吾物也。故彼五男神、悉是吾兒、乃取而子養焉。又勅曰、其十握劍者、是素戔嗚尊物也。故此三女神、悉是爾兒、便賜之素戔嗚尊。此則筑紫賀肩君等所祭神是也。

又云、書曰、於是日神共素戔嗚尊、相對而立誓曰、若汝心悶淨不有凌奪之意者、汝所生兒必當男矣。言訖、先食所帶十握劍、生兒号瀛津島姫。又食九握劍、生兒号湍津姫。又食八握劍、生兒号田心姫。凡三女神矣。已而素戔嗚尊以其頸所嬰五百箇御統之瓊、濯于天渟名井亦名去來之真名井、而食之乃生兒。(中略)凡五男神矣。故素戔嗚尊既得勝驗。於是日神方知素戔嗚尊固无惡意、乃以日神所生三女神、令降於筑紫洲。因教之曰、汝三神宜降居道中、奉助天孫、而為天孫所祭也云々。

右如日本記、前後兩条之文者、天照大神並素戔嗚尊出生御子、陽神五男者、地神五代之内、神成、陰神三女神、筑紫宗像之第一。第二・第三乃三神成玉見利。

一西海道風土記云、宗像太神自天降居崎門山之時、以青蕤玉置奥宮之表、以八尺蕤紫玉置中宮之表、以八咫鏡置辺宮之表、以此三表、成神躰形、納置三宮、即隱之、因曰身形

郡^一。後人改曰^二宗像^一、共大海命子孫、今宗像朝臣等是也云々。

(中略)

〔(中略) ^{(宋) 一云}、天神之子有^二四柱^一、兄三柱神教弟大海命曰、汝命者為吾等三柱御身之像、而^レ可居^二於此地^一、便一前居^二於奧宮^一、一前居^二於海中^一、一前居^二於深田村高尾山辺^一、故号曰^二身像郡^一云々〕

(中略)

一天照大神十握劍於嚼嚙吹寄^玉、所生神三妹皇女示現垂迹事、

人皇第七代 孝靈天皇四年^仁自^二出雲州簸河上^一、筑紫宗像^仁御遷行云々。〔一説^仁自^二地神五代之始^一、筑紫^仁有^二御影向^一云々。〕

第一神者、集^二海淡^一築^レ島、示^玉居於遠海之息^一、未來際可^レ降^二伏異國^一之由、有^二御誓^一、留^二件島^一給、則号^二息御島^一、是日本与^二高麗^一中間也。居^玉遠瀛^一是^於奉号^二田心姫^一。

第二神者、示^玉居於中海之息^一、今号^二大島^一是也。嚴重奇瑞多之、居^玉中瀛^一、是^於奉号^二瑞津姫^一。

第三神者、示居^二於海辺^一、今号^二田島^一是也。居^玉海浜^一、是^於奉号^二市杵島姫^一。(後略)

【史料六】(キ) 以下に記されているように、中世における鎮座地と三神の組み合わせは、息御島(沖ノ島)―田心姫、大島―湍津姫、田島―市杵

島姫であった。また、(カ) 以下からは、宗像三女神は天照大神の子であるという認識が窺える。その一方で、「出雲州簸河上」より「筑紫宗像」に遷行したというのは、明示はされていないが素戔嗚との関係性を示すものである。なお、田島の辺津宮は第一宮、第二宮、第三宮を中心に構成され、第一宮の本社が息御島、第二宮の本社が中御島(大島)とされる(『正平二十三年宗像宮年中行事』)。すなわち、第一宮の主神は田心姫、第二宮の主神は湍津姫であった。

田心姫、湍津姫、市杵島姫という順番は『書紀』本文に基づくものである。(ア) 「三所大菩薩最初御誕生事」では、『書紀』本文をほぼ正確に引用している。三女神は、田心姫、湍津姫、市杵島姫の順で出生し、素戔嗚の子として認定され、「此則筑紫曾肩君等所祭神是也」とされる。また、三神の名にはそれぞれ「第一太神」「第二太神」「第三太神」の注記が振られている。

すなわち、中世宗像社では宗像三女神に対する認識として『書紀』本文の内容を採用していたのである。しかし、その直後に『書紀』第一の一書も引用されていることに注目すべきである。(イ) では、三女神が天照の子とされ、「汝三神宜^レ降^二居道中^一、奉^レ助^二天孫^一、而為^二天孫^一所^レ祭也」という神勅を賜って、「(海北)道中」に降臨したことが記されている。

さらに、これらを受けた(ウ) では、「前後兩条之文者、天照大神並^レ素戔嗚尊出生御子」として、天照と素戔嗚のどちらが三女神の親神として認定されたのか、本文と第一の一書のどちらを採用するかということについて明言を避け、ただ「陰神三女神、筑紫宗像之第一・第二・第三乃三

神^上成^玉見^利」とのみ記すのである。

つまるところ、古代の胸形君の流れを組む中世の宗像大宮司家は、自らの一族が宗像三女神を祭る淵源として『書紀』本文の「筑紫胸肩君等所祭神是也」という文言を重要視していたものと思われる。それと同時に、天照の子として三女神が「神勅」を賜り、「(海北)道中」に降臨したとする『書紀』第一の一書の記述も不可欠のものであった。そこで、『宗像大菩薩御縁起』では、『書紀』本文を優先して採用し、三女神と鎮座地の組み合わせも本文に倣うことにしたが、本文だけでは三神は素戔鳴の子として認定されてしまう。そこで、『書紀』第一の一書も用いて、天照の子として神勅を授かり北海道中に降臨したことにせねばならなかった。ここに本文と第一の一書とが両方引用された理由が存在したのである。

そして、かかる『書紀』本文と第一の一書の要素を組み合わせる『宗像大菩薩御縁起』の記述は、「天照大神―宗像三女神―神勅―北海道中への降臨―胸肩君の奉斎」という新たな宗像三女神信仰の創出でもあった。この宗像三女神に対する認識は、現在のそれに通じるものであるが、現在の宗像三女神信仰は、『書紀』の記述を下地に中世段階で創作されたものであったのである。

その一方で、中世にはこの認識とは異なる考え方も現れている。(エ)部分「西海道風土記逸文」と称され、「宗像」の語源が「身形」であることについて述べている。「記紀」を利用して、宗像氏は後世に大国主命の祖孫と自称するようになるが⁽¹⁰⁾、宗像氏を「大海命子孫」とする「西海道風土記逸文」の記述は、それ以前の「海部」であった宗像氏の古い姿

を示しているという⁽¹¹⁾。

ところで、ここに見える「崎門山」については、「崎門」とは「端(前)處」であり、かつて入海だった釣川に面した辺津宮にある宗像山に比定されている⁽¹²⁾。しかし、これが三女神の降臨とするならば、最初に降臨する場所が沖津宮(沖ノ島)ではなく、辺津宮であるのは聊か不思議である。「崎門山」に降臨した宗像太神は「神躰形」を三宮に安置するのであるが、降臨場所と三宮は別の場所と考えた方が自然ではないだろうか。また、朱筆裏書の(オ)部分は「後人改曰^三宗像」の前にある「。」の箇所に入る。朱筆裏書も「御身之像」を三宮に安置するという内容であるが、降臨したのは宗像神ではなく「大海命」という神であり、三宮に安置したのは「大海命」の兄の「三柱御身之像」である。さすれば、本来、「崎門山」に降臨した神は、宗像三女神ではなかった可能性もある。

このように『書紀』とは全く異質の「神話」が同じ縁起の中に記されているのはなぜだろうか。章を替えて検討していきたい。

三、「比売神」降臨神話

宗像三女神が宗像の地以外に降臨した「神話」を伝える史料として、『宗像宮創造記』が挙げられる。

【史料七】『宗像宮創造記』⁽¹³⁾

宗像宮創造者、人王四十一代光仁天王^(皇、以下同)之御宇、天応二年^{壬午}、以^三勅賜

造宮、其後醍醐天王之御宇、御子中納言清氏^仁内裏年中行事悉皆給^テ、宗像之社務職備畢。其已後者、無^レ「絶事」相続在^レ之。御神之影向^ハ、孝靈天王元年、從^二出雲国^一息^ノ御嶋下向、經^二數千年^一、宗像^ニ影向、先室貴六岳垂^レ跡^ヲ、其時、神祭様々成、于^レ今当社神拝遷留畢。(後略)

ここでは、宗像神が出雲国から息御嶋(沖ノ島)へ下向した後、数千年を経て宗像に影向し、最初に「室貴六岳」に降臨したという。この「室貴六岳」は、福岡県鞍手郡鞍手町大字室木字若宮原に鎮座し、宗像三女神を祭る六嶽神社に比定される。六嶽神社は『宗像大菩薩御縁起』に「宰貴若宮」、『正平二十三年宗像宮年中行事』に「室貴社」とみえ、宗像社の末社の一つに数えられる¹⁾。この六嶽神社は三三八^ノの六ヶ岳の山麓に鎮座するが、この六ヶ岳こそ「埼玉山」の別名を持つのである。先に述べたように、『宗像神社史』は「西海道風土記逸文」の「崎門山」を辺津宮のある宗像山に比定するが、それは「崎門」を「端(前)處」と解釈したためで、積極的な根拠があるわけではない。『宗像神社史』の解釈は、「記紀」の記述に基づき、宗像三女神の降臨地は三宮以外にないという先入観によって導き出されたものである。「西海道風土記逸文」の「崎門山」と『宗像宮創造記』の「室貴六岳」とは、同じ降臨地を指していると考えたい。おそらく「崎門山」＝「室貴六岳」への降臨神話は同じ起源の神話であり、「大海命」の降臨神話としても伝えられるように、本来は宗像三女神とは無関係の全く異質の神話ではなからうか。『宗像大菩薩御縁起』(カ)や『宗像宮創造記』には、宗像三女神が出雲国から遷幸したとあるが、こ

れは『古事記』と『書紀』本文に素戔嗚の子として位置付けられたからである。このような素戔嗚との関係性を示す神話と「大海命」の降臨神話が混合し、宗像三女神の降臨神話として、『書紀』本文・第一の一書を基とする神話の体系とは異質の物語が紡がれていたのである。他に沖ノ島あるいは宗像以外の地に三女神が降臨したことを伝える縁起として、『鎮西彦山縁起』が挙げられる。

【史料八】『鎮西彦山縁起』(以下、「彦山縁起」と略す)¹⁵⁾

(前欠)一「天槩」時素戔嗚「与^二姉日神^一誓約、我無^二黒心^一必当生子如^二女則為有濁^一」有清心。於是日神策^二取素戔嗚尊十握釵^一而化^二生神^一号曰^二田心姫・湍津姫・市杵島姫^一。凡三女矣。素^一「乞^二取日神八坂瓊^一化生神号曰^二正哉吾勝々速日天忍穗耳尊・天穗日命・天津彦根命・活津彦根命・熊野櫛樟日命^一。凡五男矣。是時日神勅曰原^二其物根^一則八坂瓊者是吾物也。彼五男神悉是吾兒也。取而子養焉。十握釵者是弟物也。此三女神悉是爾兒也。便授^二之於素戔嗚尊^一日神在三^二宮^一也。勅曰葦原中国^一「吾子孫可^レ王^二之地方^一、当^二吾兒天忍穗耳尊、則娶^二高皇產^一「拷幡千々姫」為^レ妃、則以^二三種神^一」之及天兒屋命等五神為^二陪從^一、既而且降之間^一「生兒号^二天津彦火瓊々杵尊忍穗耳尊^一。乃奏言僕將降之間、生子請以^二此代^一已降焉。且^一「敢以^二天兒屋命・天太玉命及諸部神等^一悉皆相^二授且服御之物^一」一依^二前授^一。然後忍穗^二天瓊々杵尊降^一到於日向高千穂之峯^一。於^レ是日神方知^二素戔嗚尊固無^二惡意^一。乃以^二女神命^一降^二於筑紫洲^一。因教之曰、汝三神宜^レ降^二居道中^一、

奉_レ助_二天孫_一而為_二天孫_一所_レ祭也。此_三女神奉_二一_一勅_二降_二宇佐島_一後移_二此山_一焉。爰大己貴神更娶_二田心姫命・湍津姫命_一為_レ妃、鎮_二坐_二此山北嶺_一因稱_二北山_一。地主市杵島姫命鎮_二坐_二山之中層_一也。于_レ時天忍穗耳尊靈為_二一鷹_一自_レ東飛來止_二于此峯_一後、移_二八角真靈石上_一。於_レ此大己貴命獻_二北嶽於忍穗耳命_一、自率_二田心・湍津_一二妃_一降_二居山腹_一日子号。因_レ茲樹為、爾後三女移_二宗像宮_一、大己貴神遷_二許斐山_一也。又伊弉諾尊・伊弉冉尊「飛來止_二于此山_一、伊弉諾尊移_二中嶽_一、伊弉冉尊移_二南嶽_一、三鷹變_二作石像_一頭身足翅皆」在_二其処_一。謂_二一二三鷹栖_一者即是也。(後略)

「彦山縁起」では、天照が素戔嗚の十握剣を物実として(物実の交換)、田心姫、湍津姫、市杵島姫の順で三女神を生んだが(傍線部ケ)、物実の所有者が親神として認定されたため(子神の交換)、三女神は素戔嗚の子として位置付けられている(傍線部コ)。欠字があるが、おそらく女神の出生を邪とし、男神の出生を正とする誓約であったと思われる(傍線部ク)。これは『書紀』本文の内容と全く同一である。天忍穗耳尊を主祭神とする彦山では、天忍穗耳尊以下の五男神が天照の子と認定される『書紀』本文は縁起を製作する上で不可欠であったのだろう。

「彦山縁起」では、誓約神話に続いて、瓊々杵尊による「高千穂之峯」への降臨、いわゆる「天孫降臨」神話があり、その直後に『書紀』第一の一書の内容である宗像三女神の「筑紫洲」への降臨及び天照の神勅が載せられている(傍線部サ)。正確に『書紀』を引用しているので、欠字の部分は

「(以)二日神所_レ生_三(女神)一」という文言が入っていたのだろう。さらに、「彦山縁起」は、宗像三女神が「宇佐島」に降りた後、「此山」＝彦山に移ったという(傍線部シ)。宗像三女神が最初「宇佐島」に降臨したとするのは『書紀』第三の一書であるが、これは宗像社系の縁起では利用されていない。第三の一書は、三女神を天照の子とすることは第一・第二の一書と同様だが、三女神が「葦原中国之宇佐嶋」に降臨し、今は「北海道中」にいて「道主貴」と呼ばれている点、そして、「筑紫水沼君等」がこれを祭っているとすると他の異伝にはみられない特徴がある。「彦山縁起」が自らの由緒を主張するために『書紀』本文の記述だけで事足りたはずである。第一・第三の一書を持ちだす理由はどこにあったのだろうか。

「彦山縁起」では「宇佐島」に降臨した宗像三女神は彦山に移ったとされている。大己貴神が田心姫と湍津姫を妻として「北山(北嶺・北嶽)」に鎮座したが、天忍穗耳尊が鷹となって飛んで来たので、大己貴神は「北嶽」を天忍穗耳尊に譲って田心姫・湍津姫とともに山腹に移り「日子」と号したというのである(傍線部ス)。三女神はその後で宗像宮へと移っていく。このように、「彦山縁起」がわざわざ宗像三女神と彦山との関係性を強調したのは、「日神(天照)の子」＝「日子」である三女神が鎮座していたことを「彦山」の名前の由来であると主張するためであった。

すなわち、「彦山縁起」は、第一の一書を引用することで、本文では素戔嗚の子として認定されてしまう宗像三女神を天照の子として位置付け、さらに「神勅」による降臨であることを示した。そして、それを受けて、第三の一書を根拠に最初の降臨地を「宇佐島」とすることで、宗像三女神

が宗像宮に移る以前に彦山に鎮座していたことを正当化しようとしたのである¹⁶。

「宇佐島」は宗像の海上とする説と豊前国宇佐郡とする説とが有力だが、他に筑後国三瀧郡、鬱陵島とする説などもある。『宗像神社史』は、豊前の宇佐が「宇佐島」と呼称された典拠がないことから宇佐郡説を退けるが、「宇佐島」を宗像の海上にある島として沖ノ島あるいは大島に比定しつつ、これも一つの憶測であると慎重な態度をとる¹⁷。しかし、「宇佐島」に降臨させることで、宗像三女神が彦山に来たことの正当性を主張する「彦山縁起」が「宇佐島」を沖ノ島あるいは大島と認識していないことは明らかである。

つまるところ、「北海道中」が北部九州から朝鮮半島への海域を指していることを前提とすれば、「宇佐島」の比定地は、宗像三女神の降臨地として、宗像——具体的には、沖ノ島、大島、田島の三宮——以外を想定するか否かという点に尽きるのである。三女神の降臨地は宗像であるという先入観を捨て、宗像以外を想定してよいのであれば、「宇佐島」を豊前の宇佐と解釈することも可能である。田中史生氏は、「宇佐」は豊前の宇佐で、「嶋」は国東の姫島以外に想定できないとし、『書紀』第三の一書成立の背景として、姫島には渡来系のヒメコソ信仰があり、筑後のヒメコソ伝承地を勢力圏とする水沼君がミヤケの開発とそのネットワークの中で、宗像とヒメコソ信仰を独自に結び付けたとする興味深い説を出している¹⁸。また、彦山の天忍穂耳尊は、渡来系と考えられる香春岳の忍骨神を勧請したとする見解もある¹⁹。

豊前国における渡来系の神として想起されるのは、宇佐の八幡神である。八幡神は応神天皇と習合し、現在の宇佐神宮には、一之御殿に誉田別尊（応

神天皇）、二之御殿に比売大神、三之御殿に神功皇后（息長帯姫命）が祭られている。「比売大神」は宗像三女神説、玉依姫説、豊玉比売説、宇佐の地主神説など十数もの諸説があるが、現在は宗像三女神——多岐津姫命・市杵嶋姫命・多紀理姫命——とされている。「比売大神」は特定の名を冠しない神であり、新羅との緊張関係のなかで、境界神である宗像三女神の要素が取り入れられ、天平三年（七三一）に新たに祭祀されるようになった²⁰。

八幡神と並んで祭られるようになったのは天平三年かもしれないが、比売大神の起源は八幡神以前に遡る可能性がある。『古事記』中巻では、神武東征の途中で「豊国宇沙」に立ち寄り、「宇沙都比古」「宇沙都比売」に出会ったとある。『書紀』では、「菟狭国造」の祖として「菟狭津彦」「菟狭津媛」がおり、「菟狭川上」に「造」柱騰宮「而奉饗焉」という。また、「宇佐氏系図」では、宇佐川上流に「天三降命」（宗像三女神）を祭るとしている。八幡神について記した最古の史料である弘仁六年（八一五）の大神清麻呂解状（弘仁十二年八月官符に引用）や承和十一年（八四四）の奥書のある『宇佐八幡宮彌勒寺建立縁起』では、欽明天皇の時代に応神天皇の霊が宇佐郡馬城峰に現れ、その後、鷹居社（鷹居瀬社）を建立して祭ったとされる。『宇佐八幡宮彌勒寺建立縁起』には、「比咩大御神前住」国加都「玉依比咩命也。又住」都麻垣「比咩大御神也。本坐」宇佐郡安心別倉東方高岳「也」とも記されている。これらのことから、中野幡能氏は、宇佐では、国造の宇佐君が馬白峰を聖なる山として「ウサツヒコ」「ウサツヒメ」を祭っていたが、そこに大神氏の八幡神が入り込んだために、宇佐氏は宇佐川の川上にます「宇佐明神」あるいは「ヒメ神」を祖神とすることとなっ

た。そして、宇佐氏の祖先神は、大和朝廷の統一後、いつしか宗像三女神に転化したことを指摘している²⁾。また、宇佐神宮の旧神体とされる木造僧形八幡神坐造と二躯の木造女神坐像（いずれも重要文化財）を所蔵し、宇佐神宮と関係の深い八幡奈多宮でも比売大神が祭られている。奈多海岸の沖合には市杵島という小島があり、八幡奈多宮の元宮とされ、比売大神は最初この市杵島に降臨したと伝えられている。

推測を逞しくすれば、豊前国、特に宇佐地域では、かつて宗像三女神や天孫とは全く異なる「ヒメ神」に対する信仰があったのではなからうか。この「ヒメ神」は渡来系の神であった可能性もある。宇佐地域の「ヒメ神」信仰が、「書紀」の編纂過程で宗像三女神神話として中央の神話体系に取り込まれたため、「宇佐島」降臨神話を有する第三の一書が成立したと考えられる。

さらに、中世になると、この第三の一書を根拠として、宗像以外の地に最初に三女神が降臨したという「神話」が形成された。これが宗像地域では、「西海道風土記逸文」及び『宗像宮創造記』の「崎門山」＝「室貴六岳」への降臨となり、一方、彦山では宇佐島降臨後に彦山に移り、さらに宗像へ移ったという「神話」として現れたのである。このことは、『書紀』本文・第一の一書によって中世宗像社が創り上げた宗像三女神信仰とは全く異質の三女神信仰が、筑前国の鞍手を西限としてそれより東側の豊前国一帯に広がっていたことを示している。その中心にあったのはやはり宇佐神宮であろう。中世における宗像三女神信仰は、宗像社が主張する一つの信仰体系だけではなく、記紀成立以前の信仰のせめぎあいを継承しながら、宗像と宇佐とで並立していたのである。

おわりに

推測を重ねることになったが、本稿では、かつて宇佐を中心に「ヒメ神」信仰が存在しており、中世に『書紀』第三の一書に基づいて、宗像社の三女神信仰とは異なる独自の三女神降臨神話が作られ、豊前国一帯で信仰されていたことを指摘した。この「ヒメ神」信仰が、中世宗像社が創出した三女神信仰に比肩するほど普及したものであったことは、宇佐宮や彦山の事例から窺うことができる。

しかし、信仰の上で宗像社が宇佐宮あるいは彦山と対立関係にあったことを示す史料はない。むしろ、「ヒメ神」信仰が起源と考えられる宗像以外の地への降臨伝承が宗像社の縁起に記されていることは興味深い。宗像社にとつての「異伝」をわざわざ縁起に掲載したことに、かかる信仰の広がりや当時の信仰の多様性を垣間見ることができる。両者は互いに影響を与え合いながら並存していたのである。

記紀以来、宗像三女神は決して画一的に固定された信仰ではなかった。これは日本における「神」の特徴を示す良い事例の一つであろう。時代や地理的環境、立場などに応じて信仰の内容は変化し続けているが、三女神に対する崇敬の心は現在まで続いていることに価値があると思われる。

（福岡県文化財保護課）

註

（1）矢野儀則「宗像事跡考」、貝原益軒『筑前国統風土記』『宗像三社縁起』、貝原常春「奥津宮大略」、『宗像記』、享保十五年（一七三〇）の寺社奉行への上書控、

加藤一純等『筑前国統風土記附録』など。詳細は『宗像神社史』上巻、二五四～二五八頁を参照されたい。

(2) 『宗像神社史』上巻、二五七～二五八頁。

(3) 『日本書紀』第七段第三の一書は、宗像三女神について具体的に記していないので省略する。

(4) 新編日本古典文学全集『古事記』、小学館。

(5) 新編日本古典文学全集『日本書紀』第1巻、小学館。

(6) 亀井輝一郎「古代の宗像氏と宗像信仰」(『宗像・沖ノ島と関連遺産群』世界遺産推進会議編『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告Ⅰ、二〇一一年)。

本稿で引用する亀井氏の指摘はすべてこれによる。

(7) 三宅和朗「神代紀の基礎的考察」(『記紀神話の成立』吉川弘文館、一九八四年)。

(8) 『宗像大社文書』第三巻。なお、原史料には送り仮名と返り点が付されているが、便宜上、送り仮名は省略し、返り点は筆者が付け直した。

(9) 『宗像大菩薩御縁起』によれば、第一宮は田心姫が主神として中央に座し、左に湍津姫、右に市杵島姫が鎮座している。同様に第二宮は中央に湍津姫、左に田心姫、右に市杵島姫、第三宮は中央に市杵島姫、左に田心姫、右に湍津姫が座す。

(10) 『古事記』では大国主命が多紀理毘売命を娶っている。また、『新撰姓氏録』では宗像氏は大国主命の裔と称している。

(11) 鳥越憲三郎『出雲神話の誕生』(講談社、二〇〇六年、初出は一九六六年)、二二七～二四五頁。

(12) 『宗像神社史』上巻、一〇九～一一〇頁。

(13) 『宗像大社文書』第三巻。

(14) ただし、「宰貴(室貴)若宮」は、同じ大字室木の小字若宮原にある八幡神社がその旧社であるとされる(『宗像神社史』上巻、六九七頁)。若宮八幡は現在六嶽神社内に移されている。

(15) 『英彦山総合調査報告書(資料編)』(添田町教育委員会編、二〇一六年)。「英彦山総合調査報告書(本文編)」(添田町教育委員会編、二〇一六年)では、「彦山縁起」は元龜三年(一五七三)に「旧本頗有蟲食錯簡故」に旧本を写したとあり、建保元年(一二二四)に成立した「彦山流記」を遡る可能性が指摘されている(一五二頁)。なお、山号は享保十四年(一七二九)に靈元法皇の院宣により「英」の字が与えられて以降「英彦山」と称するようになった。本稿は中世の記述であるため、元の表記である「彦山」で統一する。

(16) 現在の英彦山神宮の中津宮では宗像三女神が祭られており、中世以来、宗像神に対する信仰は受け継がれているようである。

(17) 『宗像神社史』上巻、一〇二～一〇四頁。ここでは「宇佐島」及び「北海道中」についての諸説を簡潔に整理している。

(18) 田中史生「宗像・沖ノ島からみた九州と倭王権」(第五回「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産シンポジウム「沖ノ島と海を越えた古代の交流」、二〇一五年)

(19) 『英彦山総合調査報告書(本文編)』(前掲)、三〇六頁。

(20) 飯沼賢司『八幡神とはなにか』(角川書店、二〇一四年、初出は二〇〇四年)、四一～四四頁。なお、飯沼氏は、八幡神について、豊前から大隅に入植した渡来系の人々の思想に基づいて、特定の氏神としてではなく、国境の神として国家政策の中で政治的に登場した特異な神であるとしている(同書、一四～二二頁)。

(21) 中野幡能『八幡信仰』(塙書房、一九八五年)、三四～三六・四一～四三頁。